

# 地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金 説明資料

この資料は、「地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金」の概要や、団体の登録、奨励金の申請方法などについて記載していますので、申請前にご確認ください。

## 1 制度の概要

ごみ出しが困難な、一定の要件を満たすご高齢の方や障害がある方へ、ごみ出し支援活動を行っている団体へ奨励金を交付します。

## 2 奨励金の受付期間

随時受け付けております。

## 3 奨励金のお申込み方法

団体登録申請書に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添えて環境局家庭ごみ減量課へご持参または郵送により申し込みを行ってください。FAXでの申し込みはできません。

申請の手続きや必要な書類などは「P.4 申請などの手続き」をご確認ください。  
申請書は市のホームページからもダウンロードすることができます。

## 4 お問い合わせ・お申込み先

仙台市 環境局 資源循環部 家庭ごみ減量課  
〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町3階  
電話：022-214-8226（直通）

## 5 申請できる団体

本市内に所在し、次の要件を満たす団体とします。

- (1) 町内会、老人クラブ、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人等の営利を目的としない団体であること
  - (2) 暴力団等と関係を有していない団体であり、政治活動や宗教活動を目的としないこと
  - (3) 団体の規則や会則等において、その組織及び運営に関する事項が定められ、代表者が明確であること
- ※ 団体の規則や会則等がない場合はご相談ください。

## 6 奨励金交付の対象となる活動

### (1) ごみ出し支援活動について

一定の要件に該当する世帯に対する、以下の活動を対象とします。ただし、当該ごみ出し支援活動について仙台市の他の助成または補助を受けている場合は、この奨励金交付の対象から除かれます。

- ① 対象世帯の玄関口からごみを収集し、その世帯が出すことになっているごみ集積所に**家庭ごみ等**を排出する活動
- ② 対象世帯の住居や敷地等から、その世帯が出すことになっている指定場所に**粗大ごみ等**を排出する活動

### (2) 対象となる世帯の要件について

仙台市内に所在する、ごみ出しが困難な世帯のうち、以下のいずれかの要件を満たす、ひとり暮らしの方、またはいずれかの要件を満たす方のみで構成される世帯に対してのごみ出し支援活動が奨励金の交付の対象となります。

- ① 申請時に満 75 歳以上の方
- ② 介護保険の要介護 1 から要介護 5 のいずれかの認定を受けている方
- ③ 身体障害者手帳 1 級から 6 級のいずれかの交付を受けている方
- ④ 療育手帳「A」もしくは「B」の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級のいずれかを交付を受けている方

※ この奨励金の制度は、一定の要件に該当していない方に対してのごみ出し支援活動を制限するものではありませんので、奨励金の交付対象となる活動以外にも、広く活動していただければと存じます。

### (3) 対象期間について

当該年度の 3 月 31 日までに実施したごみ出し支援活動を対象とします。

なお、年央に団体登録を行った場合には、登録年月日以降から対象となります。

### (4) ごみの種類について

ごみ出し支援活動は、以下の 6 種類のごみ出しを行った場合に対象となります。ただし、⑤・⑥については仙台市の粗大ごみ受付センターで受け付けられたものに限ります。

#### 【家庭ごみ等】

##### ① 家庭ごみ

※ 家庭ごみの収集日に集積所に出すことになっている、庭木のせん定枝も対象となります。

- ② プラスチック資源
- ③ 缶・びん・ペットボトル、廃乾電池類
- ④ 紙類

【粗大ごみ等】

- ⑤ 粗大ごみ
- ⑥ せん定枝

※ ⑥は粗大ごみ受付センターに申し込みを行う多量の場合のみ。少量の場合は①。

(5) 活動の実施回数などについて

実施団体は、支援を行う世帯の方の希望や状況等に応じ、相談のうえ、ごみ出し支援活動を行う曜日や頻度、排出する場所、ごみの種類を決めてください。

7 奨励金額

ごみ出し支援活動のうち、家庭ごみ等 1 回あたり 140 円／世帯、粗大ごみ等 1 回あたり 280 円／世帯を、活動の実績に応じて交付します。

交付金額は半期ごとに提出いただく実績の報告に基づき決定し、交付いたします。なお、半期あたりの交付金額の上限は 100,000 円です。

※ 例えば「プラスチック資源」と「缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類」の収集日が同じ日である場合など、複数のごみの収集日が同じであり、それぞれをごみ集積所に持って行った場合でも、ごみ出し支援活動は 1 日につき「1 回」とカウントします。

ただし、粗大ごみ等の収集日と粗大ごみ以外の収集日が同日の場合は別々にカウントします。

【奨励金額（例）】

家庭ごみ等と粗大ごみ等の各奨励活動回数に応じた交付金額の例です。

| A<br>半期活動回数計<br>(家庭ごみ等) | B<br>半期活動回数計<br>(粗大ごみ等) | 交付金額<br>(A×140 円+B×280 円 ※上限 100,000 円)                    |
|-------------------------|-------------------------|--|
| 225 回                   | 0 回                     | 31,500 円   |
| 715 回                   | 0 回                     | 100,000 円 (100,100 円 → 上限金額超)                              |
| 100 回                   | 15 回                    | 18,200 円 (家 14,000 円 + 粗 4,200 円)                          |
| 500 回                   | 150 回                   | 100,000 円 (家 70,000 円 + 粗 42,000 円<br>= 112,000 円 → 上限金額超) |
| 0 回                     | 150 回                   | 42,000 円   |
| 0 回                     | 400 回                   | 100,000 円 (112,000 円 → 上限金額超)                              |

## <申請などの手続き>

### 1 団体登録の手続き

まずは、ごみ出し支援活動実施団体として登録します。

#### (1) 登録申請書類の提出

以下の書類を持参または郵送により提出し、登録申請を行います。

<必要書類>

- ・ごみ出し支援活動実施団体登録申請書（様式第1号）
- ・奨励活動対象世帯名簿（様式第2号）
  - ※ 支援する世帯を記載のうえ、添付してください。なお、支援を行う世帯が決まっていなくても団体登録は行うことができます。
- ・規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料（町内会規約、団体の活動を紹介するチラシなど）
  - ※ 規則や会則等がない場合はご相談ください。

#### (2) 申請書類の審査

提出された登録申請書類について、家庭ごみ減量課で審査します。

#### (3) 団体登録通知書の送付

審査の結果、登録可否について団体へ通知書をお送りします。

<送付書類>

- ・ごみ出し支援活動実施団体登録決定・却下通知書（様式第3号）

### 2 ごみ出し支援活動の実施

ごみ出し支援活動を実施し、実施した内容を記録します。

#### (1) 支援活動の相談・実施

実施団体は、支援を行う世帯の方の希望や状況等に応じ、相談のうえ、ごみ出し支援活動を行う曜日や頻度、排出する場所、ごみの種類を決めて実施してください。

実施団体と支援を行う世帯の方との間で、ごみ出しを行うごみの種類や曜日などを確認するための「ごみ出し支援活動確認シート」を用意しておりますので、必要に応じてご活用ください。

**(2) 実績報告明細書への記録**

奨励金の請求は、半期ごとに請求書とあわせて実績報告明細書兼同意書（様式第6号）を提出いただきます。

実績報告明細書は、活動の記録を行いやすいように、カレンダー形式としております。実施団体は、活動した分について、実績報告明細書の欄に日付を記入してください。また、日頃から記録しておくようにしてください。

**！ご注意ください！**

**令和4年度より、ごみ出し支援を受ける世帯について、事前の家庭ごみ減量課での要件確認の手続きがなくなりました**（活動実績をご報告いただいた後に、当課での要件確認となります）。

それに伴い、各団体において、ごみ出し支援活動実施前に以下2点についてご対応ください。

- ① 支援を行う世帯の方に、当奨励金の趣旨や要件確認が必要な旨を説明し、ご了解をいただいでください。
- ② 要件を満たすことがわかる公的な書類を目視確認するなど、支援を行う世帯の世帯員ごとの要件をよくご確認ください。

要件を満たさない世帯員がいる世帯へのごみ出し支援活動については、実績をご報告いただいても奨励金は交付できません。また、支援の途中で要件に該当しなくなったことがわかった場合には、すみやかに変更の届出を行って下さい。

※ 団体において要件確認が難しい場合には別途、家庭ごみ減量課まで活動開始前にご相談ください。

### 3 奨励金の請求

奨励金の交付を受けるために、半期ごと、実績を報告して奨励金の請求を行います。

**(1) 交付申請書兼請求書の提出**

以下の書類を持参または郵送により提出し、請求を行います。

<必要書類>

- ・奨励金請求書（様式第5号）
- ・実績報告明細書兼同意書（様式第6号）

実績報告明細書は、支援世帯ごとに提出してください。また、必ず支援世帯から実績確認・要件確認同意の署名をもらってください。

**【提出締切日】**

| ごみ出し支援活動を実施する月 | 実績報告書の提出締切日 |
|----------------|-------------|
| 4 月～9 月        | 10 月 20 日   |
| 10 月～翌年 3 月    | 3 月 31 日    |

**(2) 申請書類の審査**

提出された実績や支援世帯が要件を満たしているかを家庭ごみ減量課で審査します。収集日ではない曜日に活動を実施した実績がある場合や要件に該当しない世帯の報告がある場合など、不明な点がある場合には、状況を確認させていただきます。

**(3) 交付決定通知書の送付**

審査の結果、交付金額等について団体へ通知書をお送りします。  
その後、請求書に記載された振込先に、口座振替により奨励金を振り込みます。

<送付書類>

- ・ 交付金額通知書（様式第 7 号）

**4 登録内容・活動内容の変更手続き**

団体の代表者や名称の変更、支援世帯の追加・取消といった変更がある場合には、その都度、必要事項を記入し提出してください。

団体登録時に支援世帯が決まっていなかった団体が、支援世帯を決めてごみ出し支援活動を開始する場合にもこちらの手続きをお願いいたします。

また、団体登録を廃止する場合も以下の書類を提出いただきます。

<必要書類>

- ・ 団体登録事項変更・廃止届出書（様式第 4 号）
- ・ 奨励活動対象世帯名簿（様式第 2 号）

※ 名簿は支援する世帯に変更がある場合のみ添付してください。

**<その他・注意事項>**

- ・ ごみ出し支援活動の実施団体として登録した団体については、その活動域にお住まいの方から、ごみ出し支援活動について問合せがあった場合に、団体名称などをお伝えすることがあるので、ご了承ください。

- ・申請にかかる郵送代や書類の写しをとるコピー代などの費用は、全て申請団体のご負担となりますのでご了承ください。
- ・書類を訂正する場合、修正液や修正テープは使用することはできません。
- ・ごみ出し支援活動の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、支援世帯等の権利利益を侵害することのないよう、個人情報は適切に取り扱うようにしてください。
- ・地域ごみ出し支援促進事業奨励金の交付に当たっては「地域ごみ出し支援促進事業奨励金交付要綱（平成30年8月22日環境局長決裁）」の規定によるものとします。

◆ お問い合わせ ◆

仙台市環境局家庭ごみ減量課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町3階  
電話：022-214-8226（直通） FAX：022-214-8277